

「子ロバキッズひろば」身体拘束等の適正化のための指針

1 基本的な考え方

身体拘束は子どもの活動の自由を制限するものであり、子どもの尊厳ある生活を阻む行為となる。職員は、子どもの特性を踏まえた合理的配慮を行いより良い主体性のある育ちを獲得できるように環境を整える。拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体拘束による弊害を理解し、身体拘束の廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない療育の実施に努める。

(1) 児童福祉サービス等の指定基準における身体拘束の禁止の規定

サービス提供にあたっては、子ども又は他の子どもの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外3原則

- ① 切迫性 : 生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- ② 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- ③ 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※ 身体拘束を行う場合には上記の3つの要件をすべて満たすことが必要。

2 身体拘束等の適正化における基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては原則として身体拘束及びその他の行動制限を行わない。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

子どもの生命又は身体保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、身体拘束適正化検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束等による心身の損害よりも拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性、非代替性、一時性の3つの要素のすべてを満たした場合にのみ、家族等へ説明し同意を得て行う。

また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行いきりできるだけ早期に身体拘束等を解除すべく努める。

(3) サービス提供時における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ア 利用者主体の行動・尊厳ある環境の保持に努める。
- イ 言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないように努める。
- ウ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応を行う。
- エ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の身体的・精神的な自由を安易に妨げるような行為は行わない。やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束適正化検討委員会において検討する。

3 身体拘束等の適正化における体制

(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置

当事業所では、身体拘束等の適正化に向けて身体拘束適正化検討委員会を設置する。

ア 設置目的

事業所内等での身体拘束等の適正化に向けての現状把握及び改善についての検討

身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続

身体拘束等を実施した場合の解除の検討

身体拘束等の適正化に関する職員全体への指導

イ 身体拘束適正化検討委員会の構成員

- ・ 管理者
- ・ 身体拘束適正化対策責任者（児童発達支援管理責任者）
- ・ 虐待防止対策責任者（施設長）
- ・ 児童発達支援管理責任者
- ・ 職員研修係・・・現場職員2名
- ・ その他必要とされるもの

ウ 身体拘束適正化検討委員会の開催

年1回以上開催（必要時はその都度開催）

4 やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

利用者本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

(1) 身体拘束適正化検討委員会の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化検討委員会で、拘束等による利用者の心身の損害や拘束等をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束等を行うことを選択する前に「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要素のすべてを満たしているかどうかについて検討・確認し記録にとる。(様式1)要件を検討・確認した上で、身体拘束等を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明書を作成する。また、身体拘束解除に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努める。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

【身体拘束に関する説明・同意書】(様式3)を用いて身体拘束の理由・方法・拘束時間また解除に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。また内容は【身体的拘束廃止計画書】(様式2)を作成する。

(3) 記録と再検討

法律上、身体拘束等に関する記録は義務付けられており、【身体拘束に関する経過記録】(様式4)を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由及び経過を記録する。その後、身体的拘束適正化委員会にて今後の支援について再検討を行い(様式5)早期解決に努める。再検討の結果、場合によっては身体的拘束廃止計画書の見直し又は策定を行い(様式2)本人・家族に報告する。記録は5年間保存し、要望があれば提示できるものとする。

(4) 拘束等の解除

身体拘束等を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その旨を子ども・家族等に報告する。

5 身体拘束等の適正化のための職員教育・研修

支援に関わるすべての職員に対して、身体拘束等の廃止と人権を尊重した支援の励行について職員教育を行う。

- (1) 定期的な教育・研修(年1回以上)の実施
- (2) 新任者に対する身体拘束適正化研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施(市が実施する研修会等への参加、報告など)

6 指針の閲覧

この指針は、保護者の皆様に身体拘束等の適正化への理解と協力を得るため、事業所ホームページに掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努める。

令和4年4月1日作成

令和5年4月1日改正

令和6年4月1日改正